

# 令和8年度 東庄町中小企業資金融資制度のご案内

東庄町では、中小企業経営の育成振興のため、運転資金及び設備資金融資の相談に応じておりますので、お気軽にご利用ください。

## ◎ 制度内容

この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証により町内の中小企業の経営の育成及び振興を図るために設けられた制度です。

なお、融資を受けた中小企業者へは、利子補給（年2.5%以内）の特典があります。

## ◎ 申込人の資格

1. 町内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる個人、会社等の中小企業者
2. 町税を完納していること

## ◎ 申込に必要な書類

以下の1、2は原本、それ以外は写しをご提出ください。

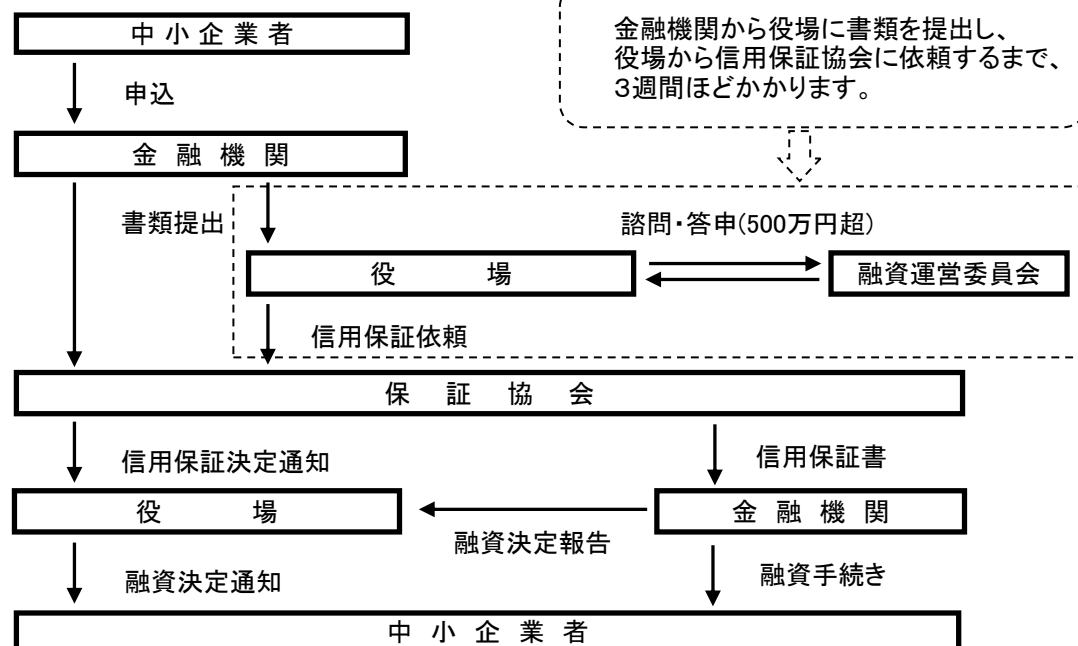
			✓欄
1	東庄町中小企業資金借入申込書	1通	<input type="checkbox"/>
2	申込人概要（町様式）	1通	<input type="checkbox"/>
3	信用保証委託申込書 (委託申込書、保証依頼書、申込人概要)	各1通	<input type="checkbox"/>
4	町税に関する納税証明書（法人の場合、会社と代表者1通ずつ） ☆町税に関する納税証明書とは…町民税・軽自動車税・固定資産税“全て”が記載されている納税証明書です。（納期到来分を完納していることが証明できるもの）	1通	<input type="checkbox"/>
5	固定資産評価額証明書（法人の場合、会社と代表者1通ずつ）	1通	<input type="checkbox"/>
6	印鑑証明書（※1）	1通	<input type="checkbox"/>
7	・法人の場合 決算書2期分、試算表（決算から6か月後の申込の場合） 登記事項証明書（※1）、印鑑証明書（※1）、定款の写し	各1通	<input type="checkbox"/>
8	・個人の場合 確定申告書の写し及び決算書 2年分	各1通	<input type="checkbox"/>
9	・その他状況により必要な書類		
	見積書又は契約書及び設計図又はカタログ（設備資金の申込の場合）	1通	<input type="checkbox"/>
	許可証の写し（許認可業種の場合）	1通	<input type="checkbox"/>
	受注明細書（建設業者及び受注生産を行う製造業者は必要）	1通	<input type="checkbox"/>
	建築確認通知書の写し（工場・事務所等の新增改築のときに必要）	1通	<input type="checkbox"/>
	宣誓書（飲食業の場合、風俗営業を営んでいない旨）	1通	<input type="checkbox"/>
	宣誓書（建設業者で許可証のない場合必要）	1通	<input type="checkbox"/>
住民票（個人で新規申込みの場合）	1通	<input type="checkbox"/>	

※1 最近3か月以内のもの

# 東庄町中小企業資金融資制度

資金名	資金用途	融資限度額	融資期間	貸付利率	信用保証料率	利子補給率
運転資金	仕入、手形、買掛金決済等資金が必要なとき	※1000万円以内	5年以内 (3ヶ月据置可)	1年以内 年2.6%	年 0.45% ~1.90%	年 2.5%以内
設備資金	店舗、工場の増改築、各種設備機械の購入等の資金を必要とするとき	※1500万円以内	10年以内 (6ヶ月据置可)			
小口零細企業資金	常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者は5人）以下の法人又は個人で、事業経営上必要な設備又は運転資金を必要とするもの	300万円以内 (既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証)	運転 3年以内 (3ヶ月据置可)  設備 5年以内 (6ヶ月据置可)	3年以内 年3.0%  3年超~ 年3.3%	年 0.50%  ~2.20%	

## ◎ 申込から融資までの流れ



※各資金の融資合計額は、1500万円を超えて貸付けることは出来ません。

取扱金融機関	電話番号
千葉銀行 小見川支店	TEL (82) 2131
佐原信用金庫 笹川支店	TEL (86) 0533
銚子信用金庫 東庄支店	TEL (86) 2111
銚子商工信用組合 東庄支店	TEL (86) 1123

町担当窓口	電話番号
東庄町まちづくり課産業振興係	TEL (86) 6075

[お申込みから融資まで日数を要しますので、余裕を持ってお申込みください]